

2 西子保第 58 号
令和 2 年 4 月 3 日

保護者各位

西東京市子育て支援部
保育課長 海老澤 功

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う登園自粛のお願い

日頃より、西東京市の保育行政にご協力いただきありがとうございます。

これまで、西東京市の保育施設におきましては、皆様のご協力のもと、新型コロナウイルス感染症予防に努めながら、開所を継続してまいりました。

しかしながら、都内の感染状況は拡大傾向にあり、いまだ終息の見通しが立たないことから、西東京市では小中学校の休業期間を延長いたしました。

このような状況と国及び東京都の方針を踏まえ、保育施設については引き続き運営を行いますが、感染拡大を防止するため、保護者の皆様には、5月6日(水)までの間、ご家庭での保育が可能な場合には、登園をお控えくださいますよう、お願いいたします。

自粛にあたり保育料等の取り扱いについては、下記のとおり対応します。感染症の拡大防止のため、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 登園自粛の申出について

ご協力いただけるご家庭につきましては、4月8日(水)までに所定の書式にて、在園している保育施設までお申し出ください。書面の提出ができない場合につきましては、口頭、お電話でも構いませんので、保育施設までご連絡ください。

2. 保育料の取り扱いについて

(1) 保育料の減免対象

5月6日(水)までの間、登園を自粛いただいた場合は1か月分の保育料を全額免除します。必要に応じて、登園された場合でも、欠席いただいた日数に応じた減額を行います。なお、減免の取り扱いにつきましては、4月7日以降の欠席についてのみ対象となります。

(2) 減免した保育料の取り扱い

登園日数の確認後、減免した保育料につきましては、6月以降の保育料に充当する予定です。4月の保育料は通常どおり4月末に口座から引き落としとなりますので、ご了承ください。小規模保育事業、事業所内保育事業の場合は、精算方法が異なる場合がございますので、各施設にご確認ください。

3. 登園自粛期間の特例について

通常の場合の休所期間は2か月以内としておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症対策にかかる休所につきましては、2か月を超える場合にも弾力的に対応します。

4. 育児休業からの復職日の延長について

令和2年3月25日付「新型コロナウイルス感染症対策に伴う令和2年4月入所者の育児休業からの復職日等の延長について」については、内容を変更し、勤務先からの証明書の提出を不要とし、登園自粛のために育児休業の延長が可能な場合も5月末まで復職期間の延長の対象といたします。

5. その他

本取り扱いについては、西東京市民の方を対象としています。西東京市以外の自治体から市内の保育施設をご利用の方につきましては、お住まいの自治体にご確認ください。

※この通知の取り扱いにつきましては、今後の感染症拡大の状況等により変更する可能性があります。

【問い合わせ先】

西東京市子育て支援部保育課保育係

電話：042-460-9842